

北海道土工部屋改善問題について

寺 山 朝

一、序 言

明治二年開拓使設置以前、北海道は天産的なる漁獸の原始狩獵生活を營める夷人の荒茫たる獵場に過ぎなかつた。而るに明治維新北門警備北方開發の基礎の確立より茲に六十有餘年國帑を投ずる事十二億數千萬圓地方費亦數億圓富源の開發に農土の改良に産業の振興に鐵道の敷設に道路の開鑿に港灣の修築に朝野協力一致北海道開拓發展に精進した。

斯くて大正十五年第一期拓殖計畫も多大の進展せる業績を残して完成し經濟的に社會的に國策的價值として愈々其の重要性を現はしつゝ第二期拓殖計畫に移り今や着々として其の發展の途上にある。茲に於いて吾が北海道も其の經濟的發展は内地諸府縣以上となりエフ・ウンデルリツシュの所謂社會政策の職分たる諸種の生産力の増進は益々發揮せられて來た、而るに更に一つの社會政策の職分即ち吾々の勞働が最も注意して維持され發展され向上され得るかに努力する事が果して同一歩調を以つて進展しつゝ來たであらうか。願ふに吾等はこ

の急速度の發展の裏面に今尙虐げられつゝある幾多の階級を認識せねばならない。新開地の文化發展過程に於いて所謂物質萬能主義に陥るは古來の歴史に徴するも必然的に當然なれども今や吾等は覺醒するの秋である、即ち經濟的拓殖進展に盡瘁すると共に虐げられたる社會的弱者階級を保護し明るき社會の發展を高唱せねばならぬ。

見よ！大地主制度下の餓に泣く小作人問題、土工部屋制度下に酷使さるゝ土工問題、北洋漁場の過勞に喘ぐ漁夫問題等々北海道の瘤たる幾多の社會的欠陥が存在するではないか。この欠陥を深く探究し之が改善を計り一般に道徳的社會的自覺を生み以つて斯る社會政策上の百弊を一掃せねばならない、斯くしてこそ北海道開拓の眞面目が發揮され明るき健全なる北海道が建設されるではなからうか。されば茲に筆者は再び現北海道の最も忌まわしき固疾たる土工部屋について改善諸方策を考察し度いと思ふのである。

一、社會的害惡と北海道土工部屋としての特殊原因

抑々北海道土工部屋即ち監獄部屋とは如何なるものであるか（これについては筆者本誌五卷下冊に概略を述べたが）それは惡徒と暴漢と懦夫とアパツシユとカボネの蟠窟であり棍棒に暴行に脅迫に傷害に賭博の混生場である。嘗ては柳鞭を以て驅使さるゝ中或者は土砂に生埋めとなり哀れ無縁の孤墳は雨露に晒されて數年後呪咀の骨骸となり點々露出された事すらある。將に現社會より遠く隔離した呪はしき戰慄すべき別社會ではないか。今や取締り警官の献身的努力に依り斯る惡業非道は漸く改善せられつゝありと雖も外部に表れた左の犯罪表のみについて見ても未だ其の跡を絶たざる事を知り得やう。

(昭和四年)

種別	件員			
	上期件數	人 員	下期件數	人 員
殺人	一	一	一	一
傷害致死	一五	二三	八	九
傷害	四九	七四	八五	一〇七
詐欺	五六	五四	九四	八八
横領	六	六	九	八
窃盜	三〇	一八	三三	二〇
暴行	一四	四	一三	六
賭博	三〇	六	五	一五
警察犯	七三	七四	一四七	一四九
警察罰令	八二	八三	一四三	八二
使用令違反犯	六五	六五	一三九	一二四
雇令違反犯	二五	二五	五四	四二
其ノ他	八	六	一一	九
合計	四五四	四八三	七一九	六四九

併し此の土工部屋内に於ける罪惡非業は兎も角として此の存在より發生し北海道全體に及ぼす社會的惡影響は如何であらうか、暴行傷害詐欺窃盜賭博脅迫横領等々數ふるに違ないであらう、而らば如何にして斯る犯罪が行はれるか。

十一月十二月北海道の天地は積雪と酷寒に陰慘な冬籠りが初まると同時に土工部屋は其仕事を切りあげる慘虐非道な酷使の爲に又過勞と鞭傷に精力の凡てを消耗された彼等土工は廢殘の肉體を支へ喘ぎつゝ寒氣と飢餓とに戦ひながら食を求めて北海無宿の旅を初めるのである。人里遠く離れた僻偏の地より都會へ々々々とルンペンの骸は流れ出る、彼等は各戸に其の餓を請ひ温を求めやがて飢餓に打勝つ事が出來ず脅迫へと進みついは搔拂ひも詐欺も窃盜も敢てなすに至るのである。彼等は斯くして春温かく仕事にありつく時機まで流浪しそして又血も涙もなき非人道的な巢窟へと移り行くのである。斯くの如く放浪の旅を重ね行く彼等が自然、彼等特有の殘忍暴逆な性に荒み行く事は餘りに當然な軌道ではなからうか、そして彼等は遂に社會の安寧を害し秩

序を脅かす徒輩となり社會の治安を如何に害するに至るか、それは世の悲惨な犯罪事件の大半は斯る悲痛な土
工生活の經驗を踏んだ者の所爲であると言ふ事實を以て知り得るではないか。

監獄部屋——此の非人道的超社會的現實が近代文化に於て決して内地の諸府縣に劣らぬ北海道に今尙依然と
して存在する事は社會的重大なる欠陥たるのみならず北海道としても一痛恨事ではなからうか、而るに一般人
士は何等此の存在の實相を究めずして其表面的な觀察より只特殊の窺知し得ざる別社會と傍觀してゐる、され
ど深く此の事態を検討する時斯る結果を生ずるは現在の土工部屋組織として餘りに當然な経路である事が察せ
られる、故に此の當然斯くあらしめる根本的な原因を考察せねばならない。

扱て此の土工部屋そのものゝ直接改善策よりも先づ北海道土工部屋が内地の土工部屋と異なると言ふ特殊原
因を窺つて見様う、即ち内地の土工部屋は餘り問題とされる事なく北海道樺太に於いてのみ何故に呪はしき社
會問題とされねばならなかつたか。其の一般的原因について石田廣氏の研究の結果に基けば次の五原因が揚げ
られる——一、氣候風土の酷烈。二、開拓労働の困苦。三、労働施設の不備。四、労働者の不足。五、其素質
の悪かつた事。併し斯の原因は文化益々發展しつゝある現在土工部屋に於いても或は意義を失ひつゝあるもの
もある故に茲に筆者の若干の考察を加ふるに、

一、氣候風土の酷烈　此の自然的原因は必然的のものであつて其生理的・心理的影響は否む事は出来ない、
特殊氣候の爲めに労働者は其の労働の機會を失ひルンペンの生活に投ぜねばならぬ事もあらう、又進捗仕事も
冬期未完成工事が崩壊する爲めに經營者は該工事を急ぐが故に自然強制労働となり過勞は免れ難い、併し此の
原因のみを以つて酷使虐待の因となす事は出来ないであらう只他の諸原因と因果して表れるに過ぎない。

二、開拓労働の困苦 未だ道路開鑿されず人煙稀薄の山林原野にありて労働に従事する事は凡そ内地の土木事業と其の趣を異にし凡ての植民地開拓に於ける勞苦困難と共通せるものであるが併し現今の如く文化發達し交通も亦古の悌なきに至れる現今に於ては一般に漸次此の原因も薄らぎ特別な勞苦も亦認め得られないではなからうか。

三、労働者の不足 釧熊と蝦夷の棲む北海の涯茲に労働者を募集して開拓に従事せしめんとする事は其の労働者募集に際して多大な困難を感じた事は察するに難くない、併し現今の如く諸種の文化發展し交通も亦古の感なきに至つた今日尙且つ左の如く道内に於ても失業者は益々増加してゐる。

月別	日傭労働者	其ノ他ノ労働者	計
昭和四年九月	二,五四七	二,三九四	四,九四一
十月	三,〇〇六	二,五七五	五,五八一
十一月	四,二二四	三,三二四	七,五二八
十二月	六,一三六	三,八一二	九,九四七
昭和五年一月	六,七二二	四,二五一	一〇,九七八
二月	五,五七〇	三,九五二	九,五二二
三月	五,三六三	三,七八六	九,一四九
四月	四,六七四	三,二二三	七,八八七
五月	三,五二九	二,五五八	六,〇八七
六月	二,五八一	二,二三二	四,八二二

即ち失業者の最も少い昭和六年八月でさへ日傭労働者六千六百六十名其の他の労働者五千六百七十七名計一萬一千八百三十七名の多數を算してゐる。勿論失業者も或る地方より他の地方に労働移動を行ひ飯場に收容せねばならぬ事は當然であるが併し飯場に收容するとも労働者の不足に依りて過酷なる労働を強ひるとか又は募集に多額の費用を要して之を拘束するが如き事は有り得ないではなからうか、現今の如き失業奔濤時代こそ反つて酷使虐待が行はるゝに非ずやと懸念される。

月	七	八	九	十	十一	十二月	昭和六年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月																															
二六六六	二九八八	三、二四八	三、五三九	四、五九二	八、九八九	一〇、七七五	一〇、九四九	一〇、八九六	一〇、〇八四	八、三三八	七、二二三	七、二八四	六、一六〇	六、四六九	七、八九七	一〇、〇三二	二、七三二	三、二四五	三、〇六七	二、八九三	三、八二三	五、五九四	六、五四四	六、九七七	七、六〇四	六、八七四	六、〇一一	五、〇二五	六、三三五	五、六七七	六、一七八	七、〇七七	八、六二九	五、四三八	六、二二三	六、三一一	六、四三三	八、四一五	一四、五八三	一七、三二九	一七、九二六	一八、五〇〇	一六、九五八	一四、二九九	一三、二三八	一三、六一九	一一、八三七	一二、六四七	一四、九七四	一八、六六一

四、労働施設の不備 未開地開拓には當然な原因である、且つ労働管理の任に當る者は概して過去内地に於て失敗をなし新興北海道に於て一獲千金を夢見る徒輩であつて労働施設の完備を計る資力もなく又彼等は眼前の自己の利のみに汲々として労働施設は無論の事正義人道の觀念だにない故に労働者保護は愚か彼等の尊き生命だに危ふされるにあつては斯る原因は論議の餘地を有せないであらう。

五、其の素質の悪かつた事 現今に於ては之が最も重大なる原因をなすものであらう、彼等の大部分は斯る土工労働に未経験な素人である、且つ募集せられて來る労働者の素質が再び社會に其の職を得るに困難なる悪徒惰夫である、併しこの募集労働者の中には勿論善良な素質を有するものもあるが彼等

は北海道に來て所謂たこになつたと言ふ觀念のもとに自暴自棄となる、斯くて彼等が同一宿舍に收容される爲め此の社會に一步足を踏みこめば永遠に逃れ出でられぬたこに實に速かに同化されてしまふのである。

以上五原因を要約して現今に於ては只使用せらるゝものと使用するものと此の兩者の改善自覺に待つ外はな

いであらう。筆者は嘗つて土工部屋改善について更に次の三欠陥を指摘した。

一、營利募集に依る欠陥

二、土工夫管理人の人的欠陥

三、現在の請負制度の欠陥

此の三欠陥に對しては凡そ土工部屋改善に意を用ふる人の等しく認める問題である。以下この三欠陥について其の改善策を縷述したい。

三、營利募集について

土工が春雪融けの三、四月の頃より霜枯れの十月十一月頃まで約六ヶ月乃至七ヶ月間人道に忍び難き監督制度の下に執拗な叱咤と慘虐な酷使とを受け黙々として過酷な勞役に服せしめられる其の第一歩は即ちたこ釣り八計に依る營利前借募集制度に發するのである。筆者は嘗つて募集人の募集経路より之を八項目に分類したのであるが之を土工夫自身の募集形態より大別すれば要するに自覺的なものと欺瞞的なものとの二つに分ける事が出来る。

一、自覺的なもの

この自覺的なものは即ちたこを業とし自己より進んで周旋人に土工部屋入りを依頼するもの又は割込に依りて入るもの等であるが斯くして入るものは土工部屋の如何なるものなるかを知悉し部屋内に於いては善良な素質を有するはいからを悪化せしむる輩である。且つ彼等は斯くの如く土工夫の素質を悪化せしめるのみならず

常習的に此方彼方の土工部屋を轉々して一週間程も勞役に服しては逃走を企て前借金を作りて一瞬の享樂を購ふものである。併し斯くあらしむるは單に土工夫の罪のみならず彼等をして斯くせしめる所謂もぐり周旋人である。今卑近な例を取りて如何にして彼等を逃走に導くかを見るに、ある周旋人は募集人として請負業者に渡す以前に集まつてゐる土工に曰く、

「自分はこの神棚にお前等が見る通りこうして十圓札を擧げて置く故に一番先きに逃走して來た人間に之を與へやう」と。斯くの如き方法を以つて逃走を獎勵してゐるのである。又或る地方に募集人を移送する直前に土工を集めて曰く「此の路は斯うゆう風に通じてゐる故に逃げる時は此の道を選ばねばならない、決してへまをやつてはいけないぞ、遅くとも一週間内には歸つて來るのだぞ」と逃走の術策を與へて送るのである。斯くして彼等は完全なるたこへと教養されて行くのである。而らば此の結果は如何に表はれて來るか。請負業者は斯くの如き逃走に依りて少なからざる多額の前貸金や旅費が踏み倒されて損害を蒙る、そして蒙つた損害はやがて殘餘の土工の過酷なる勞働に依りて之を顛補して行かうとするのである。其處に土工の虐待酷使は又當然な事實ではないか。

二、欺瞞的なもの

前記自覺的なものに反し欺瞞的なものは周旋人の甘言に依り誘拐拉致されて來るものである。彼等の中には當然斯る策略に乗ぜられる因果な原因を有するものあるは勿論であるが又中には男子一生の成功の天地は新興北海道なりとして偏峽なる片田舎より青雲の志を抱いて渡道の道すがら彼等の甘言に乗ぜられて此煉獄に投ぜられたと言ふ涙ぐましいエピソードを有するものすらある。

斯くの如く誘拐拉致されるものは其の労働に従事する土工部屋に達する以前に宿泊料飲食代と無意識の中に強制的な多額の前借金が負擔せしめられ、實に不當な金額の計上された前借金證書に捺印せしめられるのである。斯くて此の前借金が拘束の絆となつて六ヶ月乃至七ヶ月間の監禁を強制せられる、而るに彼等が如何に刻苦勞役に努力すると其の契約期間内には到底前借金が皆済出來ずして晩秋仕事場の切上げには一日の食費にも足らざる解雇手當としての涙金を以つて追はれルンペンへと落ちて行くのである。斯くの如くしては彼等は前記前借金稼ぎと言ふ所謂労働を厭ひ死を賭して逃走を企てゝも一瞬の刹那的享樂を味はんとする徒輩に陥るのは餘りに明らかな軌道ではなからうか。而して一度此の煉獄に足を踏み入れし以上永久に脱れ出づる事の出來ない様に操絲はこのもぐり周旋人等に完全に握ぎられてしまふ。

この極悪非道な、土工問題に於ける犯罪の凡ての源泉をなすかのボン引誘拐を業とする人夫曳もぐり周旋人の存在こそ最も呪はしき忌まわしいものではないか。彼等の只單に甘言を弄して以つて拱手莫大な金額を土工より搾取してゐる。これは單に土工問題のみならず凡ての弱者階級の血をすゝり肉を蝕ばむ社會に於けるバチルスである事は諸種の募集制度によく見得らるゝのである。善良なる請負人間に於いても斯る事情を知悉してゐるがこれが彼等周旋人間に於ては完全なる不文律となり確固たる傳統を形成してゐるが故に若し斯る事を訴へ出る時は彼等請負人の將來の募集に對し多大の悪害を興へらるゝから敢て見而不見の風をとつてゐるのである。而るに現在斯る社會的悪病源菌を驅逐するに單なる労働者募集取締規則なる警察官權の姑息的な氣休め的な一編の令則しか存しない。斯くては將に奔濤する波浪を双手を以つて堰くが如きものではなからうか。須らく斯る呪はしき臙腫周旋人の存在を嚴禁する法令を發すべきではないか、そして斯る社會の裏面に盤踞せるバ

チルスの撲滅を期すべきであると思ふ。

最後に幸に道廳社會課發表に依る數字に如何に彼等哀れな土工等が酷使されねばならぬかの例示があるから此處に附記する。

昭和五年に於いては二十圓乃至廿五圓の前借金——實は三圓や五圓の無錢又は不足飲食代の化けた金額だが——を含め一人の募集入夫の平均代價百圓也を雇主から募集業者へ募集費として支拂はれた。

昭和五年雇入人員一萬六千三百五十二名中に官廳直營工事飯場收容人を含むから之を少數の割込入夫を合せて二千三百五十二人として一萬六千三百五十二名から減じた一萬四千人の募集費は總額百四十萬圓に上る(中略)尙同年には百人は死亡し二千百五人は逃亡し七十七名は刑罰を受けた故にこの二千二百八十二人(以下道廳發表は計算の誤りか統計の誤りか)に支拂はれた募集費は殘つた一萬一千七百十八人に過重を結果する。換言すれば一萬一千七百十八人で百四十萬圓を除した百十九圓四十七錢が一人當りとなる。雇傭期間を平均六ヶ月とすれば百十九圓四十七錢はた、一人當り一日六十六錢四厘となる。斯うした高價な入夫に未だ此の外に金が要る。土工部屋一つに付不寢番一名、一部屋平均六十人を收容するから或一定時に收容中のた、六千人として百名を要し棒頭幹部をた、十人に付き一人の割として六百人(中略)彼等に要する費用一日賃銀一圓五十錢として不寢番百名を幹部六百名、合せて七百人分一日に付き千五十圓の經費となる。この經費はた、一人につき一日八錢九厘(此の數字も異なる)である。

故に前述の募集費一日一人當り六十六錢四厘に加へて七十五錢三厘が雇主がた、こを雇傭するに因り餘分の支出をせねばならぬ」と。

斯の事實を以つてしては果して請負人雇主が斯る高額な費用を支拂つて尙た、こに正當な賃銀を支拂ひ得やうか。茲に過酷な強制労働が來る事は餘りに當然なる事實ではなからうか。尙參考として大正三年土工部屋取締令公布以來の此の關係を表はす雇入逃走死亡受刑人員の累年比較表を掲ぐれば次の如くである。

年次	雇入人員	死亡	逃走	受刑	解雇	備考
大正三年	一七,一八九	一六〇	四,四七一	七二	九,五八〇	
同四年	一六,八〇八	九〇	四,八一七	一三〇	一〇,九〇七	
同五年	一四,二六五	八七	五,〇一〇	七〇	九,七四二	
同六年	一三,三四五	一八三	四,一八一	三七	七,七七四	
同七年	一七,八八八	四八四	六,三二八	八六	一〇,八八四	
同八年	二四,三九九	三二三	六,八三三	一〇九	一六,八六一	
同九年	二〇,四〇九	二一〇	四,七二四	一五一	一七,三三〇	
同十年	一九,六二四	九〇	三,五八二	一四四	一六,六六一	
同十一年	二五,五一五	一〇四	四,七四一	三三九	一八,三六七	
同十二年	三〇,七二六	一二七	五,〇八六	二四七	二五,八〇六	
同十三年	二四,〇五四	八七	四,四八五	一六七	二〇,五七八	
同十四年	二三,二八〇	一一〇	四,五一八	一一八	一八,一七八	
同十五年	二四,四九八	一三〇	四,〇六七	一〇八	二〇,二六三	
昭和二年	二三,〇七八	一三五	四,〇九四	九八	一八,九七八	
同三年	二四,八三四	一六五	四,〇五七	九六	二〇,九四四	
同四年	二五,四七三	二三九	三,三四四	八九	二一,三四二	
同五年	一六,三五三	一〇〇	二,一〇五	七七	一四,八四三	

四、土工夫及幹部について

北海道土工部雇改善問題について

或る特殊なる社會圈内には其の特殊なる環境に依りて特別なる心理竝に性格を形成する事は心理學の部門が普通心理學から種々なる分科に分れ行く事を以つても明かである。今茲に土工の實際の生活狀態竝に諸種の環境事實から彼等の心理生活に如何なる欠陥を有するかについて研究して見るに彼等には次の如き四つの特種性格を認むる事が出来る。一、野蠻慘虐性。二、生に對する特殊宿命觀。三、反逆性。四、刹那的享樂性。即ちこれである。

一、野蠻慘虐性　彼等は土工部屋收容中は全然外部との接渉を斷たれ暮れ棒頭の蠻聲と柳鞭に驅使され人里遠く離れた山峽原野に束縛されてゐる、彼等は現代に住みつゝ現代文化の片影だに見得ず徒に原始野蠻朦昧の勞働制下に苦難の月日を送つてゐる、且つ又土工部屋内部の仲間も悉く無頼の徒輩であり又凡ての犯罪も茲に作られてゐる事は前述の通りである。斯る環境の下にありて彼等の性が原始野蠻な慘虐性に陥る事は餘りに當然な事である、彼等は自己の仲間が如何に戰慄すべき虐待を加へられやうとも之に對して憐憫の情など皆無である等は如實に此の性を表はしてゐる。

二、生に對する特殊宿命觀　彼等は自己の勞役に如何に努力したとて其の得らる効果は絶對になく再び此の社會より脱れ出づる道のなきを知つていよ／＼自暴自棄の氣持が募つて行く、其處には生に對する歡喜も希望も計畫もなく只諦めの生活を送つてゐるに過ぎない、且つ彼等は此の生活に狎れるに従つて反つて此のたゞ生活に懐しみと憧憬を持つ様になる即ちたゞことなれば何時でも食にありつけるそして如何に酷使されやうが只黙々として牛馬の如く動いて居れば事足れるとの觀念を持し何等自己の勞役に眞劍味を以つて努力するが如きは全然認め得ない。

三、反逆性　彼等が土工部屋に入る前既にもぐり周旋人に欺瞞されそして嘘偽とからくりの土工部屋に監禁される、彼等は斯く監禁されて後の部屋内の見聞の一切が虚實である事を知つて一種の欺きに對する憤怒を感ずる、又彼等は此の呪はしき存在より脱れ出でたとしても社會一般はたこをやつたと言ふ理由で容易に認めず呉れない且つ彼等は多くは無智であり意思が薄弱にして感情の激せるまゝで更に自制力がない。斯くて彼等は世を呪ひ生を呪咀し諦めの涙の後には世の凡てに反逆せんと企てる様になる。これは棍棒に依りて強制せらるゝ迄は自己より進んで努力する様な事は如何なるたこにも絶対にない事や又は彼等の犯罪の中土工夫の喧嘩の美名の下に幹部と土工夫の傷害の最も多き等は其の反逆性を適切に表はしてゐるのである。

四、刹那的享樂性　彼等は夏は過酷な勞役に酷使され冬は飢に喘ぐるペンとなり一生此のたことして人間らしき生を歡喜する事は不可能であるとの悲しき諦めから一時間でも安樂に暮らさう一分なりとも享樂を購ほふと彼等の希望の一切は即ちこれである、故に死を賭しても逃亡しもぐり周旋人の下に二、三日の享樂を得んとする。斯くの如き逃走者の如何に多いかは第三表に示された通りである。彼等には將來もなく未來もない只其の日々を如何にして苦難から脱れて送るかに腐心してゐるのである、そして其の爲めには死も敢て厭はない死んでしまへばそれ迄だ生きてゐる間だけは一分でも遊んでゐやうと考へてゐる。

以上の斯うした心理状態を所謂たこ根性と稱するのである。彼等たこが募集以前素質の悪かつた事は論ずる迄もないが併し斯る性格に追ひ込まれて行くは即ち前記營利募集業者のからくり初まり些少の涙金の解雇手當にて追ひ出さるゝ此の制度の凡てである。

彼等土工のみならず彼等管理の任に當る幹部も亦特種な性格と心理を有する、彼等幹部は過去凡て斯る土工

生活の過程を經、そして立派にやきを入れられた典型的た、こが所謂親爺に認められ其の地位を得るのが常道である。故に土工の心理性格を有する事は當然であるが此に加ふるに尙左の性格を有つ様になる、即ち、

第一彼等は金錢に對しては一種の拜金者となる。即ち、こ時代は拘束監禁を受け生に對して何等の歡も望みもなかつたに反し幹部となり身は自由となつた爲め金錢に對しては烈火も尙辭せざる麻痺症にかゝる金錢の前には正義も人道もなければ如何なる惡埒非道な鬼畜に等しき行爲をも厭はざるに至るのである。次に彼等は所謂親方子分の階級意識が極度に強い故に親方の命は死を賭しても之を遵奉するに反し彼等哀れな土工を動物視して彼等の唯一の勞働資本たる棍棒と柳鞭を遺憾なく使用する。併し彼等が斯くする事はこの理由のみならず、た、こと異なり彼等間の不文律として如何なる土工部屋に行くとも棒頭としての待遇と特典が與へられ社會に容れられなくとも充分に口を糊する事が出來ると言ふ特種な誇を持つてゐるからである。尙一般に幹部——棒頭より管理人まで——等は實に非常識頑迷にして勞働者のみの勞役を以つて其の經費を最少にし最大の利得を獲得しやうと腐心してゐる。彼等には巧妙なる機械力の使用も精巧なる技術の研究も勞働者の職業指導も勞働施設も斯る企業の合理的經營觀念は未塵もなく只た、こを如何にして搾取するかを考慮するのみである。

扱て斯る悲惨な性格を有するた、こと頑迷固陋な幹部とを以つて構成するたこ部屋の改善は先づ彼等を斯くあらしめる環境の改善を計ると共に敢て彼等自身の性格的欠陥を補正して行かねばならぬ。只一編の勞働者取締令や取締規則を以つて改善を望むは樹上に魚を求むる類であり餓に泣く子を只撫ですかすが如きであらう。今茲に取締令中の臨檢について實狀を述べ如何に不徹底なるかの例證を示すならば次の如くである。

各地方管轄警察に於いて月二回の臨檢を行ふ事を規定されてゐるが果して先づ何處の土工部屋に於いても臨

檢が行はれてゐるか。勿論交通の便よき所にては行はるゝであらうけれども偏僻で歩行も困難な山野に張る部屋等にては部屋を引擧ぐる迄一回の臨檢を行はなかつた實例だにある。且つ又偶々臨檢に行つた所で只表面的に帳簿其の他の施設を一瞥し御座なりの訓戒を與へ後は酒肴に幹部と談笑して歸る故に彼等幹部の語る所を借りれば、「警官が來たとて事實なんか解るものか大體帳簿通りにやつてゐない又警官の言ふ通りにしてゐたら吾等はとても大損をしてやつて行かないだから言ふ事だけは聞いてゐるが實に暇がとれて面倒です」と。これを見ても如何に其の臨檢なるものが不徹底なるかよく表明されてゐるではないか。又最近の新聞紙の報ずる所によれば脱走兵が八年後に於いて土工部屋にて判明したなどと言ふ事實等を以つてしても臨檢を行ふか行はないかが如實に解るのである。

臨檢の一事についても既に然りである凡そ此の嘘偽と欺瞞とからくりの混成物は其の構成分子の自覺改善と斯くあらしめる環境の改廢に依らなければ只表面的に規則を以つてそれも斯く不徹底にして律せんとする事は到底不可能な事である、敢て人的欠陥を指摘して覺醒を待つも所以は茲にある。

五、請負制度について

土工部屋改善問題に於いて營利募集制度の欠陥と土工夫管理人幹部の人的欠陥を述べたが併し其の改善すべき欠陥の根本は即ち今茲に述べんとする請負制度下の談合金問題、違約金獎勵金問題であらう。

土工幹部が凡ゆる非難を一身に受けても好んで土工を虐待する事はないだらうそれには彼等をして強制的に過酷な労働を強ひねばならない事情が存するからである、即ち彼等が土工を普通の労働條件で働かす時は多大

の損失を蒙る、何故ならば彼等下請人の請負價格が充分なる賃銀並びに條件を以つて働かすには餘りに低廉なる爲めである。何故に斯く請負價格が低廉なるかそれは談合金としての搾取が存するからである。

一、談合金　普通の工事に於いては談合金は請負落札價格の一割以上三割位の額が談合取りの爲めに山分されるのである。されば實際落札價格が正確なる工事仕様見積りに依りて作られたるものなる時は一割以上三割位の損失を蒙らねばならぬであらう。併し彼等は或る場合は自己の損失として負擔する事はないとは言はれないが普通には其の三割天引の上に何分かの自己の利を見積り取つて下請負人に請負はしめる斯くして數度の請負人の手を経た最後の請負價格が最初の請負落札價格の半値位になる事すらあるとの事である。この不當な價格を以つて且つ又彼等の不合理な經營方法を以つてしては労働者のみ二倍の過酷な労働を強制されるのは當然ではないか茲に賃銀不拂となり請負金を拐帶逃走せる請負人が出来るのである。其處で先づ此の不合理な談合金制度を絶対に禁止したら如何なる結果となるかを見るに、營利に敏き彼等請負業者等は殺人的競争を以つて安價に之を落札せんとするであらう、それは又臆て土工の過酷な労働となつて現はれて来る。勿論労働者の待遇改善社會の福祉に盡瘁せらるゝ國家又は地方公共團體に於いては斯る結果を明らかに見得らるゝ價格を以つて落札さす事はなからう、けれども一般民間事業家は斯る社會的考慮を有せず營利本位に最低價格者に落札せしめ競争を激化する事であらう、斯くては談合金廢止の目的は意義を有たなくなるではないか。

道廳社會課の發表に依れば全道の請負業者總數の四分の三までは請負能力も意志もない談合取りの輩であると、只彼等は入札當日入札場に出席するのみにて何百圓也の金額をせしめやうと奔走するのである。斯くの如き實質的何等其の能力意志を有せない彼等を何故に加へて入札せしめねばならぬか。それは此の社會に於ける

確固たる不文律である。筆者の憶ふに之は只單に無能力請負人等が徒らに生きて行かんとする彼等相互的職權維持の爲めである、即ち一年間に一度乃至二度凡ゆる資金融通の術策を用ひて土木事業を請負ひ其の際に進んで他の談合取り請負人の介入を許容し以後同様な方法を以つて他人の請負の際に介入して生活を維持しやうとするのであらう。

茲に於いて吾々は何處に斯る請負人の存在を必要とする事情が認められる事が出来るだらうか、勿論飽くまで斯る談合金其のものを目的として入札に参加せんとする輩を逐放せねばならない。若し一步譲つて之を嚴禁する事が不可能とするならば工事を請負はしめる國家又は公共團體に於いて充分に彼等の能力と質とを調査し制限し認可制度を採用して入札せしめねばならぬであらう。談合金其のものは違法に非ずとするも斯る徒輩は明かに公序に反する、併し其の一々の場合に於いて極端に之を調査せざる限り或は陰密に其れが行はれるかも知れない、この故に近時請負人を指令し其の能力質に於いて適切なるものを選び入札せしめ此等曖昧請負人の自然的消滅を期してゐる。

併し又此の指名制度に於いても利權屋が介入する時は又同一な結果を生むに至るであらう、故に此の談合金問題に於いては先づ此の朦朧請負人を逐放し尙ほこの工事を請負ふものも請負はしむるものも共に社會的に各自の使命を自覺するを待つ外はない。抑々北海道の請負人は一般に内地に於ける請負人に比し其の質竝に能力に於いて劣れる事は彼等が内地にて失敗し一獲千金を夢見る下請負人の輩であつたからである、且つ彼等の多くは純粹に其の請負人としての經驗だにないものがある。凡そ新開地に於ける請負人にして斯る素質を有するものゝ多きは已むを得ざる事なれども現北海道としては茲に彼等の大革新を必要とするではなからうか。

此の制度と若干趣を異にすると雖も事業家と労働者との中間に介在し労働者を搾取しつゝあつたものに彼の満洲撫順炭礦に於ける支那労働者の痛とされ幾多の労働者を苦しめた把头制度があつた即ち労働者は終日蠻聲を以つて牛馬の如く驅使せられるれども其の賃銀は中間に介在せる親方に上前をはねられ搾取されてゐた。併し此の制度は斯る反面に労働者を取締り統制をなすに當り労働者の不平不満特に外國資本家としての國際的民族的反感を緩和し得る長所があつた。然るに労働者を搾取せるの甚だしきものなりとの理由を以つて其の撤廢が斷行されたのである。此れを以つて之れを見るに此の中間に介在せる所謂搾取的請負人の存在を何處に首肯し得る所があらう須く斯る階級の撤廢を期せねばならぬ。

二、違約金獎勵金 概して小工事に於いて行はるゝものであるが違約金とは請負ふ際に竣工期限を契約する其の契約期限に工事を了せざる時に請負價格の中より若干引去られる金額である。之に反し獎勵金は其の期限内に了せる場合贈與せらるゝものである。故に下請人に於いては急工事に對しては可及的に速かに之を完成し多額の獎勵金を獲らんとする、これが爲めに土工夫は酷使を強ひられるのである。又一方其の工事の方面より見るも完成工事は表面のみにて埋立て工事の場合などには其の内部は木柵を施し其の表面のみを糊塗せるが如き事は往々見受けられると言ふ。故に斯る違約金獎勵金を絶対に廢すべきである。而る時は斯る欠陥も補正せられ且つ正當なる請負價格も見積られ得るであらう。

六、結 語

筆者が嘗つて土工部屋の概略を記述した結論に凡ての此の制度下の欠陥を矯正し徹底的に之を改善する事を

欲するならば現在の官廳工事の如く土木事業一切を官營にすべしと提唱した。而るに此の土木事業官營論に對して少なからず論難攻撃を蒙つた、今其の批難を檢討して見るに、

一、民業の壓迫　北海道開拓の最も重大なる根幹たる土木事業一切を官營となす事は益々民業を以つて斯界の發展を企圖すべき開拓標語に逆行し引いては諸種の斯業の開發に多大の支障を來すの非難を受けねばならぬ、と。

二、工事の遅延　たこ使用に依る工事は官廳工事に比し實際上速かである、それはたこ監督の任に當る棒頭の勞働統制に依るもので現に同一工事を同一條件の下に請負はしめ其の半數の日數を以つて工事を竣工してゐる、勿論獎勵金や違約金なくしてである、北海道が僅々五十年に斯る文化發達を見たるもこのたこ工事の速かなるに由來するのであると。

三、工事費の増大　上記工事の速かなるに伴つてたこ部屋の請負工事は其の半額の費用を以つて竣工せしむる事が出来る、或者はたこの生理上又は勞働組織上能率低下する事を斷定するがそれは理論上の問題にして實際上には能率は倍加してゐる民間事業家が日傭勞働者の失業者多きに拘はらず之を雇傭する事なくたこ部屋に請負はしむるも工事の速かなるのみならず斯る工事費の關係からである。

等々官營論に對しては種々の批難が加へられる併し現在の土工部屋改善に對し諸法令を以つてするも前節に述べた如き不徹底なる時は只殘された改善策は彼等土工部屋の幹部たこ及び請負人の自覺に待たねばならぬだらう。而るに前述せし如き土工には今容易に傳統的たこ觀念を脱出する事は至難であらうし又管理人幹部等に社會政策的公益的使命を解し近代的合理的經營方針を企畫せしめんとするも卑諺の「馬の耳に念佛」に等しか

らう、尙又請負人等も舊來の悪弊に目醒め業界發展の活路を自立的に開拓するだらうと期待をかくる事は今直ちに不可能であらう。斯く觀じ來れば彼等の各々が自覺し自動的に土工部屋改善に寄與するとは到底考へられない。茲に於いて斯かる改善に期待し得るものとすれば只徹底的強制的労働者保護法乃至取締法等の法制の完成と嚴重なる官憲の取締りあるのみである。併し法令に依る改善も亦早急に望む事は不可能とすれば何處に即時改善策が探求し得やう、茲に於いて吾等は「土工部屋改善策よ何處へ行く」と嘆ぜねばならぬ。斯くて筆者が漸次官營事業より民營事業にと移向せしむべき斯業の目的に逆行し尙且つ前記の諸欠點あるに拘らず敢て官營論を提唱せる所以は即ちこの非人道的土工部屋の存在と此れより發生する幾多の社會的害惡尙加ふるに國家や公共團體がこの害惡の爲めに如何に多額の費用と努力とを投じつゝあるかを顧慮したるが故である。

今や吾が北海道も第二期拓殖計畫と共に鐵道道路橋梁治水港灣修築等々幾多の土木事業が存するのである、今にして此の呪はしき憂ふべき制度の改廢を斷行する事がなかつたならば必ずやこの痛は北海道に後顧の憂を殘して行くであらう。故に筆者は明るき健全なる北海道健設の爲めに敢て再び提唱する、

「土木事業一切を官營となし先づ土工夫を教養し社會の進展に伴ひ請負業者竝に土工幹部等に官廳土木事業の本來の使命を自覺せしめ是と共に社會政策的労働觀念を養成し尙且つ一方に合理的經營組織を研究する様之を導き而る後官廳工事を彼等に移し健全なる斯業の發展を期せしむべしと。(七、一、三〇)

稿を終るの頃道廳社會課にては目下各地に開催されつゝある労働者災害扶助法講習會に於いて直接土木請負業者と懇談し土工部屋廢止の諒解を得つゝあるのて近く廢止を斷行する筈であるとの報を得た。從來土工部屋改善には何等積極的な取締方策が存在しなかつたが今回漸く此の報を得た、果して廢止斷行が可能なりや否やについては甚だ疑問とする所であるが從來此の舉が單に現在の不徹底なる官憲の取締りに一步進めたに過ぎない程度に止まるものとしても誠に喜ばしい事である。